

令和 6 年 2 月 1 6 日
商 工 政 策 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

令和 6 年 2 月 1 6 日（金） 1 4 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分

2 会 場

県庁南棟 4 階 A 会議室（オンライン）

3 出席者名

藤沼会長、三上委員、鶴飼委員、山口委員、服部委員、一條委員、宮腰委員
商工政策課 山口課長他 3 名

4 議事の概要

（1）報告事項

① 届出状況について

② 前回（令和 5 年 9 月 2 1 日）の議事概要について

事務局から、上記 2 点について報告を行った。前回の議事概要について、事務局案にてホームページに掲載することが了承された。

（2）議案 届出案件について

■【(仮称)板柳複合計画に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、騒音対策実施後に基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。
- ・店舗周辺に病院があるため、歩行者・自転車等の安全対策について十分な配慮を行うべき。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記 3 点を付帯要望とした。

- 1 夜間における等価騒音レベル及び騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に病院があることから、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【コメリパワー弘前店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を

行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、直近住居立地地点において、基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。
- ・店舗周辺に保育園、小学校、病院があるため、歩行者・自転車等の安全対策について十分な配慮を行うべき。
- ・出入口②・④を結ぶ通路について、歩行者の安全のため、走行速度制限などの配慮を行うべき。
- ・出入口を示す看板について、視認性の高い看板を設置するべき。
- ・出入口③が右折入庫禁止となっていることから、他の出入口に誘導する看板を設置したほうがよい。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、小学校、病院があることから、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【ツルハドラッグ青森三内店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、騒音対策実施後に基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。
- ・店舗周辺に保育園、小学校があるため、歩行者・自転車等の安全対策について十分な配慮を行うべき。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、小学校があることから、十分

な配慮を行うこと。

- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。